

## 糸魚川市駅北復興まちづくり市民会議設置要綱

## (設置)

第1条 糸魚川市駅北復興まちづくり計画（以下「計画」という。）におけるにぎわいのあるまちづくりに関し、人々が集い憩う中心市街地としてのにぎわい及び活力を創出するため、多様な市民が一体となってまちのイメージを具体化していくことを目的に、糸魚川市駅北復興まちづくり市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査及び研究し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画におけるにぎわいのあるまちのイメージに関すること。
- (2) にぎわいのあるまちづくりに向けた施設等の機能整理及び活動内容の提言に関すること。
- (3) 市民、事業者、関係団体、行政等の役割整理、連携、協働の取組等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者（以下「委員」という。）20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告がなされる日までの間とする。

## (委員長)

第5条 会議に委員長を1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

## (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、産業部復興推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。